

住宅リフォーム 融資・改修費の支給について

2009年度

札幌市

(株)NIPPOビル
NBMリーシング

介護保険における住宅改修、高齢の方や障がいのある方が生活しやすいように住宅のリフォームなどを行う際に、支給や融資を受けられる制度があります。

制度を有効に活用し、住みよい環境づくりに役立ててみてはいかがでしょうか。

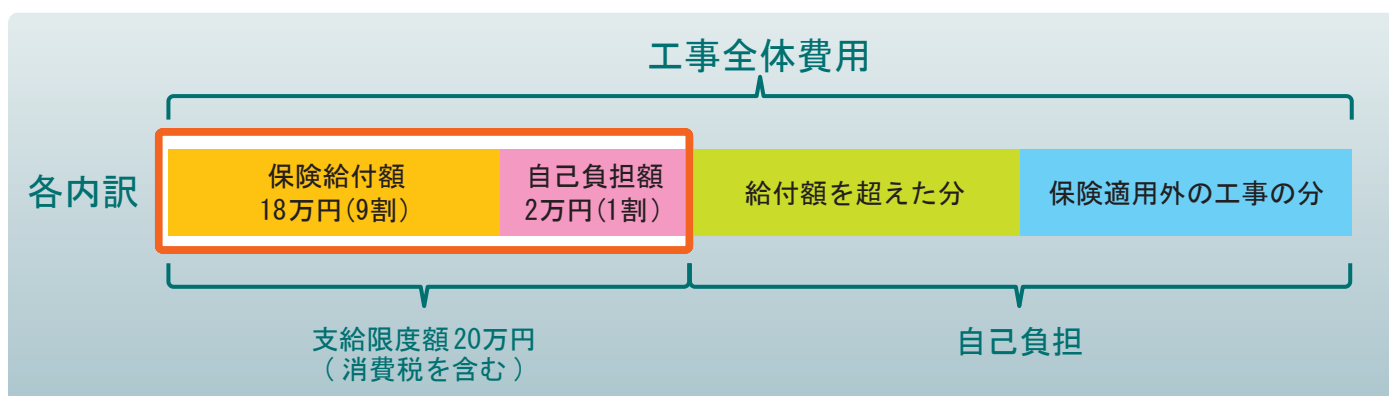
尚、制度が変更することがありますので、最新情報・詳細などにつきましては、各お問合せ先へご連絡ください。

-TOPIC 1-

介護保険 住宅改修費の支給

介護保険では、要支援、要介護と認定されている方が、現に居住している住宅の小規模な改修を行った場合、上限 20 万円（消費税込）までの範囲で、改修にかかった費用の 9 割を保険から給付されます。

ただし、要支援、要介護認定区分が 3 段階以上あがったときや転居した場合は、改めて上限 20 万円までの給付を受けることができます。



➤ 支給対象工事

- ・手すり取付
- ・段差の解消
- ・床の滑り防止及び移動の円滑化などのための床材の変更
- ・引き戸などへの扉の取替え
- ・洋式便器への便器の取替え
- など

➤ 介護保険を利用するには

住宅改修費の支給を受けようとする方は、介護保険の認定を受けた上で、改修に着手する前に、担当のケアマネージャーまたは住民票のある区の介護保険関係窓口にご相談・申請してください

※申請はご本人やご家族のほか、ケアマネージャーが代行できます

▶ 介護保険を利用する住宅改修の流れ

1. 要支援、要介護と認定
2. ケアマネージャー等に相談
3. 工事事業者に見積を依頼
4. 申請書類又は書類の一部を区役所に提出・確認
 - ・支給申請書
 - ・住宅改修が必要な理由書
 - ・工事費見積もり書
 - ・住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真又は簡単な図を用いたもの）
5. 工事→完成
6. 工事業者への支払
7. 区役所に住宅改修費の支給申請・決定
- ▼ 8. 給付金の振り込み

お問合せ先 

各区役所保健福祉課窓口

-TOPIC 2-

札幌市住宅資金融資制度

高齢の方や障がいのある方が、生活しやすいように住宅をリフォームされる札幌市民のために、札幌市が金融機関の協力を得て実施するもので、借入れを受けようとする方が金融機関と契約して融資を受けるものです。制度のご利用には、札幌市の工事審査と、金融機関による返済資力の審査の両方に合格する必要があります。

▶ 対象工事（高齢の方や障害のある方の居住性を良好にする目的で行う工事）

- ・専用居室などの増改築工事
- ・バリアフリー化工事
- ・高齢の方・障害のある方対応設備工事
- ・無落雪屋根などへの改造工事
- ・断熱化工事
- ・安全性を高める工事

※但し、以下のような工事は対象外

- ・既に工事完了したもの、工事に着手したもの
- ・新築・全面改築
- ・高齢の方や障害のある方の居住性の良好化に直接関係しない経年劣化に伴う修繕工事や外構工事
- ・アパートや店舗など、営利を目的とした建物部分の工事
- ・建築基準法に適合しない住宅

➤ 申込みの受け付け（工事審査）

1 受付期間

平成 21 年度：平成 21 年 4 月 13 日（月）から平成 22 年 1 月 29 日（金）まで

※融資申込額が融資予定額に達した場合は、受け付けを締め切ります

※平成 22 年 3 月 31 日（水）までに、融資実行手続きを完了する必要があります

2 受付場所

札幌市役所本庁舎（〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）7 階南側

住宅課民間住宅相談係 電話 011-211-2832

受付時間 8 時 45 分～ 12 時 15 分、13 時～ 17 時 15 分（土曜、日曜、祝日を除く）

➤ 申込みの資格

次のいずれにも該当する方

- ・札幌市内に住所を有する方
- ・満 55 才以上の方とその同居親族
- ・身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方とその同居親族
※ただし、同居親族について、親子関係にある場合は別居であっても申込資格があります
- ・申込者の平成 20 年度の収入（所得）金額が、次のいずれかにあてはまる方
 - (1) 給与所得のみの方・・・収入金額（給与所得控除前のもの）が、1,442 万 1,053 円以下
 - (2) 上記以外の方・・・合計所得金額が、1,200 万円以下※下記の所得は合計所得金額に含めません
年金収入以外の雑所得・譲渡所得・一時所得・退職所得・山林所得
- ・市民税を滞納していない方

➤ 融資条件

- ・貸付の限度額：400 万円（無落雪屋根工事を含む場合）、または 300 万円（前記以外の工事）
- ・貸付利息：0 パーセント
- ・償還期間：(1) 土地・建物に抵当権を設定する場合 20 年以内（無落雪屋根工事を含む場合）、または 15 年以内（前記以外の工事）
(2) 抵当権を設定しない場合 5 年以内
- ・償還方法：元金均等毎月償還
- ・保証措置：金融機関の定める保証会社との保証契約が必要
※取扱金融機関によっては、保証人が必要な場合があります

▶ 工事審査から融資実行までの流れ

1 工事審査から融資決定通知までの流れ

- ① 市に書類を提出
- ② 工事内容等の工事審査を行い、審査が終了した後に工事審査書類が返却
- ③ 工事審査終了
- ④ 取扱金融機関で融資の申込み
 - ※必要な物：工事審査済の押印をした申込書、必要書類および印鑑
- ⑤ 取扱金融機関と札幌市で審査
- ▼ ⑥ 取扱金融機関から融資の通知

2 融資決定後の手続き

- ① 工事着手
- ② 工事完了
- ③ 工事完了届けと工事箇所写真および同居後の住民票を市に提出
- ▼ ④ 市の確認後、工事完了確認通知書の送付

3 借入れの手続き

市から「工事完了確認通知書」を受け取った方は、資金の借入れ手続きを行う
※具体的な手続き方法については、融資の申込みをした金融機関にご確認ください

お問合せ先 ☎

札幌市役所本庁舎7階 都市局
市街地整備部 住宅課 民間住宅相談係 電話番号：011-211-2832

〒064-0811 北海道札幌市中央区南11条西10丁目1-18ノール山鼻1F
TEL：011-522-1158 / FAX：011-563-1168

株式会社NIPPOビル NBMリーシング